地方税法の寄附金税額控除に係る特定非営利活動法人の指定について(報告)

1 主旨

NPO法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府 県または市町村が条例において指定したものは、個人住民税の寄附金税額控除の対 象となる。申出があった法人の指定の手続きを進めるにあたっては、基準・手続条 例において、審議会の意見を聴くことと定められているため、審議した。

2 平成 29 年度指定申出のあった特定非営利活動法人

(1)新規(1法人)

申出 年月日	法人の名称	主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的
平成 29 年 7月 13 日	特定非営利 活動法人 みゅーまる	横須賀市浦郷町一丁目 48 番地	この法人は、青少年、児童、幼児、高齢者、社会人に対して、動物愛護の啓発に関する事業や、動物達とのふれあいと音楽を組み合わせた施設訪問事業等を行い、人間と動物との共存、人間の社会福祉、青少年の育成、芸術の振興に寄与することを目的とする。

(2) 更新(1法人)

申出 年月日	法人の名称	主たる事務所 の所在地	定款に記載された目的
平成 29 年7月14日	特定非営利 活動法人 産業クラス ター研究会	横須賀市光の丘 8番3号 YRP ベ ンチャー棟 209 号	この法人は、対象地域の中小企業経営者の有志及び行政・大学・企業の OB であるシニアの有志が中心となり民間版「産業クラスター」を形成する。それによりシニアの生き甲斐や社会貢献につなげると共に、シニアの豊富な経験を活かし、行政・大学・研究所・金融機関などの協力を得て地域の中小企業活性化の方策研究、さらには研究成果の実施などの事業を行うと共に、「新しい公共」実現のため、地域に密着した公益事業を行い、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

※特定非営利活動法人三浦半島高齢者福祉事業所については、更新の申出なし

3 審査結果

今年度申出のあった上記2法人について、横須賀市長からの諮問に基づき、基準・ 手続条例で定める基準への適合状況を審査した。審査結果は次のとおり。

	No.	特定非営利活動法人名称	審査結果	
	1	みゅーまる	否(指定不相当)	
Ī	2	産業クラスター研究会	適(指定相当)	

4 経過

平成29年8月5日審議会へ諮問

平成29年9月13日 NPO法人条例指定部会において審議

平成29年10月13日 横須賀市長へ答申

平成29年12月 市議会12月定例議会へ指定条例議案の提案

◆三浦半島高齢者福祉事業所

⇒更新申出がなかったため、指定の取消し

◆産業クラスター研究会の寄附控除対象期間

平成 24 年 1 月 1 日~平成 29 年 12 月 31 日

⇒平成24年1月1日~平成34年12月31日(延長)

平成 29 年 12 月 18 日 議決 (平成 30 年 1 月 1 日施行)

平成30年1月 当該法人の寄附控除対象期間等を広報紙等により市民へ周知

<参考> 現在、本市の指定を受けているNPO法人

法人の名称	主たる事務所	指定の効力	寄付金控除
	の所在地	が生じた日	対象期間
特定非営利活動法人 産業クラスター研究会	横須賀市光の丘 8番3号 YRPベンチャー棟209号	平成 24 年 12 月 19 日	平成 24 年 1 月 1 日 ~平成 34 年 12 月 31 日
特定非営利活動法人 横須賀国際交流協会	横須賀市日の出町 一丁目5番地 ヴェルクよこすか2階	平成 25 年 12 月 17 日	平成 25 年 1 月 1 日 ~平成 30 年 12 月 31 日
特定非営利活動法人	横須賀市追浜町	平成 25 年	平成 25 年 1 月 1 日
アクションおっぱま	二丁目 13 番地	12 月 17 日	~平成 30 年 12 月 31 日
特定非営利活動法人 WE21ジャパンよこすか	横須賀市根岸町三丁目 15番12号長谷川ビル 102号	平成 26 年 12 月 18 日	平成 26 年 1 月 1 日 ~平成 31 年 12 月 31 日
特定非営利活動法人	横須賀市根岸町三丁目	平成 27 年	平成 27 年 1 月 1 日
YMCA コミュニティサポート	3番15号	12 月 18 日	~平成 32 年 12 月 31 日